

高浜4号機第4回安全性向上評価届出書の前回との差異について

届出書の各章について、第3回と第4回届出書の比較を下記のとおり示す。なお、差異がある箇所については下線にて示す。

届出回数	第3回	第4回
評価対象期間	2020年2月27日～2021年5月13日	2021年5月14日～2022年12月1日
1章	安全性向上評価の運用ガイドの章構成を参考に、プラントの最新状態を記載。	章構成の変更はなく、プラントの最新状態を反映。
2章	保安活動の改善状況について、仕組み及び設備の側面で調査を実施。新知見について、反映を検討すべき知見に対し、適切に処置が行われていることを確認。	左記の取組みに加え、 <u>被規制者向け情報通知文書及び国内事業者の追加措置を新知見の収集対象として追加。</u>
3章	決定論的安全評価	前回届出以降、大規模な工事等を行っておらず、評価結果の改定不要。
	P R A	特重施設設置等に伴うPRAを実施。 ・内部事象（出力運転時レベル1、2） ・外部事象（地震、津波出力運転時レベル2（概略評価））
	S T	特重施設設置等に伴う安全裕度評価を実施。 ・地震、津波、地震と津波の重畳事象（随伴事象は含まない） ・その他自然現象に対するリスク評価
	中長期評価	新規制基準適合後、評価に必要となる運転経験を蓄積しつつ、評価手法の習熟に努める。
4章	保安活動全般、PRA等の観点から評価を実施し、実施計画を含む追加措置を策定。	保安活動全般、PRA等の観点から評価を実施し、実施計画を含む追加措置を策定。